

会 議 録

会議体名	令和5年度第2回豊島区男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会	
開催日時	令和5年11月17日（金）10時～12時	
場 所	男女平等推進センター研修室2 およびオンライン会議	
出席者	委員	治部れんげ、クリストッフエルクラッツ、片上平二郎、村木太郎、有里真穂、北岡あや子、塚田ひさこ、星京子、大谷久美子、阿部やよい、栗林知絵子、須藤啓光、紙子陽子、永野浩美、新庄聖、原実則
	事務局	総務部長、男女平等推進センター所長、係長、係員
公開の可否	会議	公開
	会議録	公開
会議次第	<p>議題</p> <p>1 ファミリーシップ制度の導入について</p> <p>2 すずらん・ネット会議の設置・開催報告について</p> <p>3 その他</p>	
会議資料	<p><資料></p> <p>資料 1-1：（仮称）豊島区ファミリーシップ制度の導入について（案）</p> <p>資料 1-2：豊島区男女共同参画推進条例改正について</p> <p>資料 1-3：豊島区男女共同参画推進条例施行規則改正について</p> <p>資料 1-4：他自治体制度概要</p> <p>資料 2：すずらん・ネット会議の設置・開催報告について</p>	
事務局（所長）	現在の出席者数は13名、豊島区男女共同参画推進条例19条に規定された委員定足数に達していることを報告する。本日の会議はオンラインを併用したハイブリッド方式で開催している。治部会長、議事の進行をお願いします。	
会長	令和5年度第2回豊島区男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会を開催する。傍聴を希望される方はいらっしゃるか。	
事務局	1名いらっしゃる。	
会長	傍聴の可否について委員の皆様方にお諮りしたい。（委員了承）それでは傍聴については許可したいと思う。事務局から資料の確認をお願いします。	

会 議 録

事務局	—資料の確認—
会長	1. ファミリーシップ制度の導入について 最初にファミリーシップ制度の導入について資料1-1から1-4までの説明をお願いします。
事務局	—資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料1-4の説明—
会長	ご意見・ご質問等あるか。
A 委員	当事者の意見を聴取されたとのことだが、具体的には何人でどういった属性の方なのか。例えばお子さんがいらっしゃるとかいらっしゃらないとか、どういった形で当事者の意見聴取がおこなわれたのか。
事務局（所長）	エポック10登録団体の方に相談させていただき、ゲイのカップル2組とレズビアンカップルの方のお一人、合計5人の方にうかがった。年齢が大体30代から40代で、これからお子さんを持ちたいという方々である。
A 委員	区内在住の方ということによろしいか。
事務局（所長）	区内在住の方はお二人で、あとは在勤の方である。
A 委員	豊島区の住民はお二人で、意見聴取のサンプルとしては少し足りないのではないかと思う。区内在住のお子さんを持っていらっしゃる対象となる方たちから広く意見を聴取することが必要と感じる。その点についてパブリックコメントをとる調査研究というのをもう少ししっかりとやった方がよいのではないかと思う。
事務局（所長）	直接、当事者の方や同性カップルに行政が話しできるという状況がなかなかない。当事者団体が2団体あるので、そちらでこういった方がいらっしゃればご相談させていただきたいと思っているが、なかなかピンポイントで区民のお子さんがいらっしゃる方が見つけられない状況。団体の方にご協力いただきながら広く意見は聞いていきたい。
B 委員	補足でお伝えすると、幅広く区民の方々とご一緒する機会がある中で、当事者の方に接する機会もあるが、同性カップルの子育てをしている当事者は非常に少ない。かつ、ゲイカップルのお子さんをお持ちの方は、希望する方はいらっしゃってもなかなか実現できない。

会 議 録

実の子は持てなくても、里親制度を利用して里子を迎え入れるために、私はこのファミリーシップ制度も何らか絡めていきたいと考えているが、やはり当事者の方々も、これから子育てをしたい、そのための不安を少しでも解消できる制度を構築していきたいということで今回お声を上げていただいている。先ほど「もう少しパブリックコメントを含めて当事者の声を」というお話もあったが、私も声は集めた方がよいと思う一方で、子育てをしている当事者の声を集めるのは非常にハードルが高いということとはご理解いただきたい。

会長

他にご意見ある方は。

C 委員

ファミリーシップの届出証明書はこれから作るということでよろしいか。

事務局

そうである。現行のものしかまだ載せていない。

C 委員

パートナーシップと違って3者の関係が証明されるということか。

事務局（所長）

パートナーシップだと二人の名前しかないがファミリーシップになると今回考えているのはお子さんと親のお名前、続柄が載るような形で考えている。

C 委員

その片方と実子または養子の関係に既にあるとしても、その三者の関係としてのファミリーシップだという整理でよろしいか。

事務局（所長）

そうである。

C 委員

里親、里子についても含めるのか。

B 委員

含めない。心理的なもので、自分たちが里親制度以外で子を持つようになった時にファミリーシップ制度といったものがあれば、より安心で心理的安全性が担保できるという心情的な部分だ。

事務局（所長）

お子さんだけではなく、親の入院や施設入所といったときに、病院が一番個人情報保護について手厚くやっているの、ファミリーシップ制度があったほうがよいという声もいただいた。

D 委員

近親者である相手のご両親とか、そちらは同意がなくても成り立つ制度で、パートナー同士だけの同意を取った上で、皆ファミリーシップ制度に入るということか。

会 議 録

事務局（所長）	親の同意も必要と考えているので、両親どちらも入れなければいけないということではなく、どちらか一方が希望されている場合その親御さんだけ入れるような形である。
E 委員	他自治体制度概要一覧で、パートナーシップ制度と合わせて開始されているところが半分以上あると思うが、豊島区として一緒にスタートしなかった理由はあるか。
事務局（所長）	当時はまだ、パートナーシップ制度自体を導入しているところがそれほど多くはなかった。5年前だが、そのときには条例の中にどうやって盛り込もうかというところで、まずはパートナーの関係を条例に入れたいというところから始まった。世田谷区も後からファミリーシップを入れている。足立区は令和3年に一緒に入れた形である。
E 委員	実績のところ、ファミリーシップの実績がない自治体も多くあり、これからの制度だという話もあったが、周知方法などは豊島区としてどのように工夫して取り組んでいくのか。
事務局（所長）	毎年、代々木公園で開催される東京レインボープライドというイベントに豊島区としてブース出展している。当事者の方々がたくさん集まるイベントであり、豊島区在住の方もいらっしゃる。そういった所での周知や、広報、ホームページなど、色々な形で周知していきたい。
E 委員	携帯用の証明書が名刺サイズという説明だったが、資料に載っているものが少し大きかった。実際の大きさは名刺サイズということでよいのか。
事務局（所長）	名刺と同じくらいのサイズである。
E 委員	サイズが一緒でないと持ち歩くのも大変なので確認させていただいた。
F 委員	豊島区のパートナーシップは性的マイノリティの方を対象としているが、これは同性婚が日本にはないので、法律婚が出来ない不利益を解消していくために、パートナーシップ制度、そして今回ファミリーシップ制度を設けるといってよいのか。例えば、明石市はどのような性別でもパートナーシップ・ファミリーシップを結ぶことができるという位置付けになっているが、豊島区の場合は性的マイノリティに限っている理由を教えてください。

会 議 録

事務局（所長）	<p>そもそも、この制度を入れた背景として、当事者の皆様からの、同性婚が法律上認められていないという請願から始まったもの。条例のづくりも、同性婚が法律上認められていないことで苦しんでいる方々の為に、というところから始まったため、事実婚までは含んでいない。まずは当事者の皆様が、病院や区のサービスなどを使えるようにといったところから始まっている。また、今の段階では、事実婚をパートナーシップに含めている自治体もあまり多くはないので、今後はそういった他自治体の状況も見ながら事実婚については考えていきたい。</p>
F 委員	<p>法律婚で出来ることと、パートナーシップ制度で出来ることでは大きな差があるので、そこを少しでも埋めていくことが今回のパートナーシップ制度で大事なことだと思う。例えば、パートナーシップ制度では、二人揃って来庁することなど様々な要件があるが、法律婚ではそのようなことは無い。法律婚になるべく近づけるということであるならば、法律婚に近い形でやっていくことが今後の方向性としてあるのではないかと思う。</p> <p>また、難しいことかもしれないが、当事者の声を何かの機会を出していく、広報していくこともパートナーシップ・ファミリーシップ制度の理解を進めるためにも今後必要だと思う。</p>
会長	<p>他にご意見あるか。</p>
G 委員	<p>パブリックコメントをどのように実施するかを質問したい。期間が定められているがどうやって住民に周知されるのか。パブリックコメントが集められた後は公表されるのか、議会にもっていくのか。</p>
事務局（所長）	<p>パブリックコメントは1か月間募集し、区のホームページと広報で周知する。条例改正案と規則改正案を出して行い、結果についても公表する。また、改正案を変えた方がよいというようなご意見があれば、それを反映するののかも含めて内部で検討する。</p>
H 委員	<p>近親者本人の来庁を求めて意思確認するということだが、やはり自分の意思が表明できる子どもの場合は、未成年であっても子どもの意思を反映してファミリーシップに参加したい、参加したくないということはある程度尊重さ</p>

会 議 録

	<p>れるべきだと思う。ただ、幼児や乳児の場合は、親御さんが連れてきて一緒に申請しているということで、法定代理人の意思を推認してよいかと思うが、そのあたりをどう考えているか。</p>
事務局（所長）	<p>他の自治体を見ながらだが、豊島区の場合はオンライン申請も行っているの で、その場合は来庁いただかない形になると思う。来庁の場合は、お二人に 来ていただいているが、全員に来庁を求めるとするのは難しい場合もあると 思う。原則全員来庁だが、難しい場合はご相談ください、という世田谷区の 形を取るのか、15歳以上の方は自筆の申請書を付けて下さい、という足立区 の形を取るのか。どちらがよいかは、手引きを作る段階でご意見を聞きなが らやっていきたい。</p>
H 委員	<p>また、資料1-1の概要に定義の部分だけを書いてある気がする。主語がなく、 もうちょっと言葉を補足した方がよいと思う。</p>
会長	<p>今のご指摘は大事だと思う。これまでの議論では同性カップルの方が家族と して社会的な認知を得たい、もしくは子育てをしたいといったことの意味の 尊重ということがあったと思う。今の委員のご発言からは、子どもが意思表 示を出来る場合は、子どもの意思の尊重が必要ではないかということで、結 構大事なことだと思う。例えば、年を取った親も家族にするということは扶 養の義務を負うという意味合いが強いと思う。一方で、子どもを持つとい うことは、楽しいと同時に養育の義務が発生することになる。この制度の目的 が、同性カップルの方の自己実現に軸足を置くものなのか、それに伴って家 族になる側の人たちが、ある人にとっては保護を受けられるということだ し、ある人にとっては家族関係が変わるということになるので、そこをもう 少し明確にした方がパブリックコメントをやったときに混乱が生じない と思う。他にご意見あるか。</p>
A 委員	<p>今の件に関して、豊島区は子どもの権利の条例がある。今回のファミリーシ ップ制度は義務と責任が生じることになる。それと同時に子どもの権利の尊 重が必要だと思う。子どもの意思の確認を行政がしっかり取っていくことが 重要である。また養育をするというと、他の条例に付随して子育ての様々な</p>

会 議 録

	<p>手当が発生してくる。そこに対して、しっかりとした養育の義務があるということ、それを双方が同意する、また解消することに対しても子どもにしっかり理解させなければ、離婚に伴う子どもの精神的負担が非常に大きい。そういったことも含めた上でのファミリーシップ制度であるならば、条例にある程度明記するとか、義務と責任についてしっかりと議論をしていかなければ子どもの権利の保全には繋がらないのではないかと。また15歳未満の子どもであっても意思表示をしっかりしていただき、かつ15歳になった時点で再度その意思表示を確認する体制、建て付けもしっかり行っていかなければならない。また、同居要件、生計同一要件に関しては、ファミリーシップなので子どもの養育義務が生じる以上、同居要件も生計同一要件も必要なのではと思う。その辺の整理は出来ているか。</p>
事務局（所長）	<p>子どもについては例えば、高校生で寮に入っているとか住所が一緒ではない場合があり得るということで、生計同一は必要かなと考えている。</p>
A 委員	<p>それは一部であり、一般的な家庭ではないと思う。子どもの権利においては、様々な事件が起きており、子どもの人権の尊重というのは豊島区にとって非常に大きな課題でもあるので、そこは慎重にやっていくべきだと思う。子どもの権利に関して、子どもの意見を聴取した上でこの制度を作るべきだと思う。子どもをもつ当事者が少なく、なかなか意見は聞けないのかもしれないが、当事者の方の子どもでなくてもよいと思うので、一般的な子どもの意見もアンケートなどで調査すべきだと思う。</p>
会長	<p>私も子どもの権利と子どもの意思表示のことは非常に重要だと思っている。もう少しきちんとお聞きしたい。</p>
事務局（所長）	<p>足立区や世田谷区のように15歳以上で同意を取るところもあり、この届から抜けるのも15歳以上の子どもはいつでも抜けられるとしている。豊島区も同じように、子どもが15歳以上になり、抜ける意思が出てきた場合は抜けられるような形にしたいと考えている。</p>
A 委員	<p>15歳未満のお子さんに対しても意見聴取は必要だと思う。虐待のケースとか様々な課題が子どもに関してあると思うので、書類での同意は15歳以上で結</p>

会 議 録

B 委員	<p>構だと思うが、書類以外での同意を15歳未満の子どもにもしっかり確認というか、担保があった方が子どもの意思の尊重という意味では重要である。</p> <p>子どもの人権という部分は非常に慎重にケアしていくべきところだと思う。児童虐待では、助けてくれるのは家族ではなく地域の方や学校の方、友人だったりする。子どもの身の安全を第一優先にしながらも、男女間であれば結婚という制度を利用することによって当然のように得られている生活や権利が、同性カップル及びそこに関連する家族になると少し変わってくると感じた。男女間だと子連れ結婚する場合、子どもの意見を確認する場面は非常に少ないと感じるが、同性カップルや、ファミリーシップ制度を活用した場合には定期的に意見をヒアリングする、この制度を活用するために子どもの意見を聞くというのは婚姻制度を利用する時にはないものだと思う。なぜ同性カップルの場合のみ、そこを適用するのか不思議に思う。</p>
事務局（所長）	<p>さいたま市でファミリーシップ制度を入れた時、やはり子どもの権利という点から、毎年子どもの同意を取るような形でスタートしたが、なぜ同性カップルの場合のみ同意を取るのかといったような意見があり、やり方を変えたということがあったのでご報告する。</p>
H 委員	<p>ファミリーシップ制度を申請したとしても、法的には養育の義務と責任は無く、養育のお金についての義務も発生しない。制度としての効果も弱い為、区が証明しているという関係で日常生活において信用がもたれるという意味が大きい。そういった意味では身分事項の変更ではなく、そこまでの効果の大きさではない。制度として子ども本人が近親者から抜きたいときは抜けられるという設計になっており、法的義務が発生するものでもないので、今の形でもよいという観点もあるかと思う。</p>
会長	<p>これを男女共同参画の枠組みでこのように議論していくことが果たしてどうなのか。もう少し専門の別の会議体を作ってやった方がよいと思う。かなり重要な論点があり、男女間で生物学的にできた子どもであれば、その子どもの意思確認はまさにしない。同性カップルであるが故に過剰に説明を求められるということも非常に分かるところである。一方で子どもの視点は無く</p>

会 議 録

	<p>してはいけないと思う。この会議体で議論を尽くせるのかということも含めて事務局にはもう少し検討いただけたらと思う。</p>
事務局	2. すずらん・ネット会議の設置・開催報告について
会長	—資料2の説明—
C 委員	ご意見あるか。 この会議に参加した者として感想的なものを報告させていただく。実りのある会議だったと思う。1点目は豊島区と民間支援団体のコミュニケーションをかなり深めることができた。印象的だったのは、区長がこの問題について自分の言葉で、豊島区としてこういうふうに積極的に進めるのだということを目頭かなり長く言っていただき、非常に元気づけられた。2点目は民間支援団体の方から豊島区にお願いしたいことや引っかかっていることの見解を表明する機会になったこと。3点目は民間支援団体も子どもが中心であったり、若年女性の支援が中心であったり、色々な立場の方がおられ、それぞれについて必ずしもよく存じ上げている訳ではないので、団体同士の認知やコミュニケーションが取れるきっかけになった。4点目は困難女性支援法が来年4月に施行され、その先行的なモデルになった。おそらく全国の基礎的自治体で初めてだと思うが、そういうことを豊島区が始めたことは評価するところだ。今後も豊島区の方で主体的な活動と支援をお願いしたい。
会長	他にご意見あるか。
D 委員	この会議で何か見えてきたとか、具体的に今抱えている問題でそれに対して何をしようとしているのか今ひとつ分からなかったもので、それについて教えていただきたい。
事務局（所長）	今までも民間支援団体の方々が色々な支援をされている。この12団体も、居場所を作っている団体もあれば、妊娠にまつわるトラブルに対して相談を受けている団体、外国人の妊婦さんの支援というような団体もある。区の部署も様々あり、そのどこにつながってよいのかが分かりづらいところがある。区の11部署が参加して、こういった部署でこういったことをやっているというお話をさせていただいた。その会議体で民間支援団体もつながり、区もつ

会 議 録

会長	<p>ながりというようなところで、色々な課題があるということが共有できた。他にご意見あるか。</p>
I 委員	<p>今回この困難女性支援法ということで若年女性だけでなく女性が抱える様々な支援策が大変重要になる。民間支援団体の皆さんからの声をどうやって区と連携していくか、今後どういった会議体の構成をしながら次に進めていくかが大事な課題だと思う。どうやって次に進めていったかの施策的な部分をご報告いただきたい。</p>
事務局（所長）	<p>年明けに実務者会議を行おうかと思っている。実際に支援している方たちが集まって、どういうことが出来るかを検討していきたい。豊島区だけの相談窓口一覧を作っているが、民間支援団体の方も含めた支援マップのようなものを今年度どこかで作っていきたいと考えている。若草プロジェクトからご提案いただき、明日、出張まちなか保健室という形で、居場所のような、ほっとして相談できる場所を出張で来ていただけることになった。民間支援団体の方とも連携しながら何が出来るのかをひとつひとつ増やしていきたい。</p>
I 委員	<p>民間支援団体はそれぞれの専門的な強みと計り知れない能力があるので、行政と連携するというよりは民間支援団体の支援策を表に出して困難女性支援法の支援につなげていただきたい。</p>
J 委員	<p>すずらんスマイルプロジェクトは行政の縦割りが職員によって横につながったというところはすごいと思う。だが、行政に窓口を置いて支援しますといっても若い女性が区役所の窓口には来ない。民間がそういう人たちと接触する機会を作り、そこから支援につなぐということも大きなひとつの成果になると思う。私たちは子ども支援団体で、子どもは小中学校くらいだと遠方まで行かず地域の人たちが関係性を作る。大きくなって若者になった時に、家に居られないとか生活に困窮している場合、地域に相談してくる。SOSを出せる先が地域にあると、そこから私たちは色々な団体とつながっているの、住む所がないとか妊娠してしまったとかいうときに相談や連携ができる。それは豊島区が色々な団体と連携してきたからだと思う。今後、民生委員や子ども食堂など他にも団体は多くあるので、そういう方たちがこのネッ</p>

会 議 録

事務局（所長）	<p>トワークにつながる事が出来ると更に意味あるものになっていくと思う。今、制度設計中だが、街なかすずらんサポーターという形で、民生委員さんや地域の方、カフェや企業など、色々な方にサポーターになってもらい、自分たちの経験や知識を活かして、色々やっていただけたらというものを考えている。例えばポスターをお店に貼っていただいたり、女の子に物資の提供を定期的にしていただいたり、相談先を若い女の子に教えていただくといったことも支援になると思う。そういった形でサポーターを増やしたいと考えている。</p>
F 委員	<p>私もすずらん・ネット会議に参加し期待が高まるばかりだが、3点ほど要望というか感想を申し上げる。1点目は、実務者会議が立ち上がるということだが、現場でのケース会議みたいなものも今後やっていくと思う。国の法律では3層にきなさいとあるようだが、幹部会議と実務者会議と現場ということになるのか、それとも実務者会議の中でケース会議をやっていくのか教えていただきたい。2点目は、DV支援の団体が豊島区には結構あり、居場所がないという子たちの背景には、家の中でDVが多いというのが統計で出ているので、ぜひDVの相談を受けている専門家の方には入ってもらいたい。3点目は、会議の構成で区の方に住宅課が入っていなかった。民間でも若年女性のためのシェアハウスやシェルターをやっているところがあり、連携したらどうかと思った。</p>
事務局（所長）	<p>とりあえずスモールでやろうということで、すずらん・ネット会議を開催した。実務者会議の中でケース会議を行っていくのか、しっかり3層にしてケース会議を行っていくかは今後の課題だと思う。ただ、要対協もケース会議の場合は全体で集まっているわけではなく、何か起こったときに開催しているというところがあるので、そういった形でケース会議も随時やっていく形になると思う。また、民間支援団体および区の参加者も、今後必要性に応じて参加する団体や課を増やすこともあり得ると考えている。</p>
A 委員	<p>会議の構成が民間は12団体ということだが、長年区内で活動されている他の団体にも入ってもらうことが必要だ。今回の12団体はどういった経緯で</p>

会 議 録

事務局（所長）	<p>選ばれたのか。</p> <p>すずらんスマイルプロジェクトで民間支援団体の方と意見交換を過去2回行った。その時呼びした団体が中心になっている。また、最近ぜひ自分たちもという形でお声がけいただいた団体も入っている。</p>
A 委員	<p>最初にすずらんスマイルプロジェクトの団体を選んだのはどういう経緯なのか。</p>
事務局（所長）	<p>令和3年に2回行ったが、区の職員の方でこういった団体に意見を聞きたいといった形で始まった。</p>
A 委員	<p>困難女性支援法に基づく支援調整会議なので、一度全庁的に青少年が主体となって活動している団体、困難な女性に対して支援する団体を一度洗い直して、この会議体に入れる団体を精査し、目的ごとに分科会を作るなど、しっかりとした建て付けに変えていく必要があると思うがいかがか。</p>
事務局（所長）	<p>まずは早くご意見を聞きたいという形で始まった会議である。困難女性支援法の支援調整会議は要対協がモデルになったと聞いているが、区の要対協も初めは小さいところから始め、今は大きく広がっているので、そういった団体も今後検討しながら参加していただきたいと考えている。</p>
会長	<p>ぜひ大事だと思うので宜しく願いしたい。他にご意見あるか。</p>
E 委員	<p>先ほどあった支援マップの作成というところで、先日、私も支援団体の研修に参加させていただいたが、ご相談者の方との対面に結び付くまでがとても大変で、最初のきっかけとしてメールとかSNSというのが支援につながっていくということだった。若年女性や困っている女性に届くよう情報発信の仕方やひと目でこういうことをやっていると分かるマップの作成が必要だと思う。発信の方法とかお考えがあれば教えていただきたい。</p>
事務局（所長）	<p>場所は非公開のところもあるので、マップの形になるのかは分からないが、今年度中にそういった支援一覧のような、こういう相談こういう所でやっているというような、行政の側と民間団体の側のものを作ってみたいと考えている。</p>
会長	<p>若年女性支援に関して法律は出来たものの、一部の方の非難もあり、行政が</p>

会 議 録

事務局	<p>委縮しているところがあるので、ぜひ豊島区がそこに負けず良いものを作ってモデルケースになってほしい。</p> <p>— 3. その他 —</p> <p>前回会議でのご質問、確認についての報告をさせていただく。第1回推進会議で豊島区の男女共同参画推進プラン意見書に関する区の実施について報告させていただいた。その中に区の相談事業の充実についてというご意見に対する回答があった。担当の区民相談課から、区民相談コーナーも曜日により英語と中国語の外国語通訳者がいるとの回答があった。それに対し、委員から英語と中国語以外の需要もあるのではないか、またそういった場合どう取り組んでいく予定なのかという質問をいただいた。その点につき、区民相談課と関係各課に確認したので報告する。区民相談課では今のところ英語、中国語以外の言語を使用している方からのご相談はほとんどないとのこと。それ以外の言語の場合、多言語に対応する翻訳タブレットを区が導入しているので、そういったものを使用して対応しているのではないかとのこと。窓口業務で利用の多い7課に設置して対応しているとの回答だった。</p>
事務局（所長）	<p>今後プランの進捗状況報告などが推進会議である場合や、全庁的に関係するようなときには、関係所管課の課長も同席の上、ご報告させていただきたいと考えている。来年4月に施行される困難女性支援法の中に、市区町村において基本計画の策定が努力義務となっている。前回のすずらん・ネット会議でもぜひ計画策定してほしいとの意見もあり、国の基本方針や都の策定する基本計画を勘案して、来年度、区において困難女性支援計画の策定を予定している。条例上、計画策定に際しては、区長の諮問に応じ審議答申する形になっており、来年度第1回の会議は区長の諮問を予定している。それとともに、来年度は会議回数が増えることとなるので、委員の皆様にはご審議いただくようお願いする。</p>
会長	<p>今の事務局のお話に関してご意見・ご質問等あるか。</p> <p>（特になし）</p> <p>それでは事務局から事務連絡をお願いする。</p>

会 議 録

事務局	来年度第1回会議は、令和6年5月以降を予定している。詳細な日程は改めてご案内する。
事務局（所長）	議題1だが、今からだ時間がなくて審議していただくことがなかなか難しいと思うが、改めて進め方については会長と相談させていただきながら今後の流れを考えていきたいと思う。
A 委員	豊島区ファミリーシップ制度導入に関して12月から1月にパブリックコメントを実施した後、2月から3月に第1回定例会で上程される日程案になっている。この審議会で今日の議論が十分にされないなか、このスケジュール感で進めていくことについて拙速すぎないかと思うので改めて調整を図っていただきたい。
事務局（所長）	こちらのスケジュールは今回審議がしっかり出来た場合にこういった形で進めたいという提案で、まだ十分に審議が出来ていないというところでそれ以降のことはご相談させていただきながら進めていきたいと考えている。
会長	他にご意見等あるか。
K 委員	資料の送付時期について、直前だと、内容を読む時間がないので、この分量であれば、1週間前に事前送付してもらいたい。
事務局（所長）	通常であれば1週間前にお送りしているが、今回、資料調製の都合上、送付が直前となってしまった。原則は、1週間前にお送り出来るようにしたい。
会長	他にあるか。
L 委員	議題1の問題が男女共同参画の枠組みというか別の会議体だったほうがいかもしれないとのことだったが、この問題とこの会議の関係性みたいなことは今後重要な問題になってくると思う。男女共同参画という名前でよいのかといったことも結構興味深い。この問題とこの会議体の関係性をどう捉えたらよいのか、ちょっと長いスパンで考えた方がよいのかもしれない。
会長	おそらく今ここで結論が出ることはないが、割と大きなお話をいただいたと思う。
事務局（所長）	その件に関しては、パートナーシップ制度を導入した平成31年4月に男女共同参画推進条例を改正したが、それまでは条例の中に男女としか記載がな

会 議 録

	<p>かったところを、男女だけでなく性別等にかかわらず全ての方がという形で規定の改正を行った。このことから、今後もこちらの会議で審議いただくことになるのと考えている。</p>
会長	<p>他に関連であるか。</p>
A 委員	<p>先ほどの議論があったときに、区の条例とか法律的な考え方とかそういったところで事務局だけでは少し足りないような議論がある場合には、区の条例とか規則を決めるような職員も答弁側としていてもらった方がよい。また、子どものことに関して扱う場合など、男女共同参画だけでは議論し尽くせないようなことが今後もあると思う。男女共同参画の枠組みだけでなく子ども若者課とか他の所管課も同席してもらえよう事務局に調整をお願いしたい。</p>
事務局（所長）	<p>計画策定の時には関係所管課は入ってやるというように考えている。</p>
会長	<p>会議の改善案が出てくるのはよいことだと思う。私も他のいろいろな会議に出ているが、豊島区は一生懸命正面から向き合っていていただいていると思う。以上、令和5年度第2回の豊島区男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会を閉会する。</p>